

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定並びに国立研究開発法人物質・材料研究機構監事監査規程第4条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告いたします。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、内部統制推進室、経営戦略室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議、運営会議、役員等懇談会、その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の各組織において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

1. 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
2. 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4. 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
5. 事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認めます。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

平成 30 年度における、給与水準の状況、随意契約適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しの状況について、指摘すべき事項は認められません。

令和元年 6 月 12 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

監事 藤田 高弘

監事 金井 千尋